

生活扶助費等負担金等の概要

- ✓ 厚生労働省は、**生活扶助費等負担金等（負担金）**として、事業主体（県市等）が生活保護を受ける世帯に支弁した、**保護に要する費用（保護費）**等の4分の3の額を事業主体に交付
- ✓ 負担金の**交付額**は、事業実績報告書記載の**費用の額**から、被保護者からの**返還金等の調定額**を控除するなどして算定した額
このうち、返還金等の調定額は、事業主体が地方自治法に基づき調定した額
- ✓ **誤払等が発生して、保護費の返納が必要となる場合、**
①その年度中に返納された額は、費用の額に含まれない
②その年度中に返納されなかった額（戻入未済額）は、当年度の費用の額に含まれる（事業主体は、翌年度に調定して、返還金等の調定額として、**その年度の費用の額から控除**）

検査の結果

- ✓ 令和元、2両年度に19都府県の**162事業主体**に対して交付された**負担金（計1兆1629億4863万円）**を検査
- ✓ 戻入未済額を翌年度に**調定していない**、調定しているものの**返還金等の調定額**として事業実績報告書に**計上していない**などのため、戻入未済額等を返還金等の調定額として費用の額から控除していない
⇒18都府県の47事業主体において、**負担金が計1億6500万円過大に交付**
- ✓ 主な原因是、①交付要綱等において、戻入未済額に係る翌年度の調定額が返還金等の調定額に含まれることなどについて十分に周知していなかった、
②事業主体において、戻入未済額の事業実績報告書への計上方法についての理解が十分でなかった

要求する処置

- ✓ 負担金を過大に算定していた47事業主体のうち、負担金の返還手続が未済の事業主体に対して、**過大に交付されていた負担金について返還の手続を速やかに行わせること**
- ✓ 事業主体に対して、**戻入未済額に係る翌年度の調定額等が返還金等の調定額に含まれること、戻入未済額に係る調定を適切に行った上で負担金の算定を適正に行う必要があること**について周知すること
- ✓ 負担金の事業実績報告書の審査に当たり、返還金等の調定額を的確に把握するため、戻入未済額等の額を記載させるよう**事業実績報告書の様式を改正**することなど



生活扶助費等負担金等の算定における返還金等の調定額（処置要求）

厚生労働本省
1億6500万円(指摘金額)

生活扶助費等負担金等（負担金）の概要

- 厚生労働省は、事業主体（県市等）が生活保護を受ける世帯に支弁した費用等に対して、負担金を交付
- 負担金の対象事業費は、費用の額から被保護者からの返還金等の調定額を控除するなどして算定した額
このうち、返還金等の調定額は、事業主体が地方自治法に基づき算定した額
- 誤払等が発生して、保護費の返納が必要となる場合
 - 当年度中に返納された額は、当年度の費用の額に含まれない
 - 当年度に返納されなかった額（戻入未済額）は、翌年度に調定され、返還金等の調定額の一部として費用の額から控除される

誤払等が
発生した
年度

発生した誤払等のうち返納すべき保護費の額

①当年度に返納された額

（費用の額に含まれない）

②戻入未済額

（費用の額に含まれる）

翌年度

処理が正しくなされれば、
戻入未済額は、翌年度の負担金
の算定に当たり控除される

②調定

（返還金等の調定額に含まれ、
対象事業費から除かれる）

検査の結果

令和元、2年度に19都府県の162事業主体に対して交付された負担金を検査

18都府県の47事業主体において、戻入未済額を翌年度に調定していない、調定しているものの返還金等の調定額として事業実績報告書に計上していないなどのため、戻入未済額等を返還金等の調定額として費用の額から控除していない

負担金の交付額**計1億6500万円**が過大

（戻入未済額を返還金等の調定額として控除していない原因）

- 交付要綱等に返還金等の調定額の範囲が十分に周知されていなかった
- 事業主体の事業実績報告書への計上方法についての理解が十分でなかった

要求する処置

- 過大に算定された負担金の返還手続が未済の事業主体に対して、返還手続を速やかに行わせること
- 事業主体に対して、戻入未済額に係る翌年度の調定額等が返還金等の調定額に含まれること、戻入未済額に係る調定を適切に行った上で負担金の算定を適正に行う必要があることについて周知すること
- 負担金の事業実績報告書の審査に当たり、返還金等の調定額を的確に把握するため、戻入未済額等の額を記載させるよう事業実績報告書の様式を改正することなど

